

---

# 豊川浄化センター汚泥処理施設等 整備・運営事業 実施方針に関する説明会



---

平成26年1月10日  
愛知県東三河建設事務所  
都市施設整備課

---

---

# 特定事業の選定に関する事項

## ■ 特定事業の選定に関する事項

### ■ 事業の目的

- ・汚泥の安定的な処理
- ・汚泥処理費の低減
- ・温室効果ガス排出量の削減

評価項目に反映

→事業効果をさらに高めるため

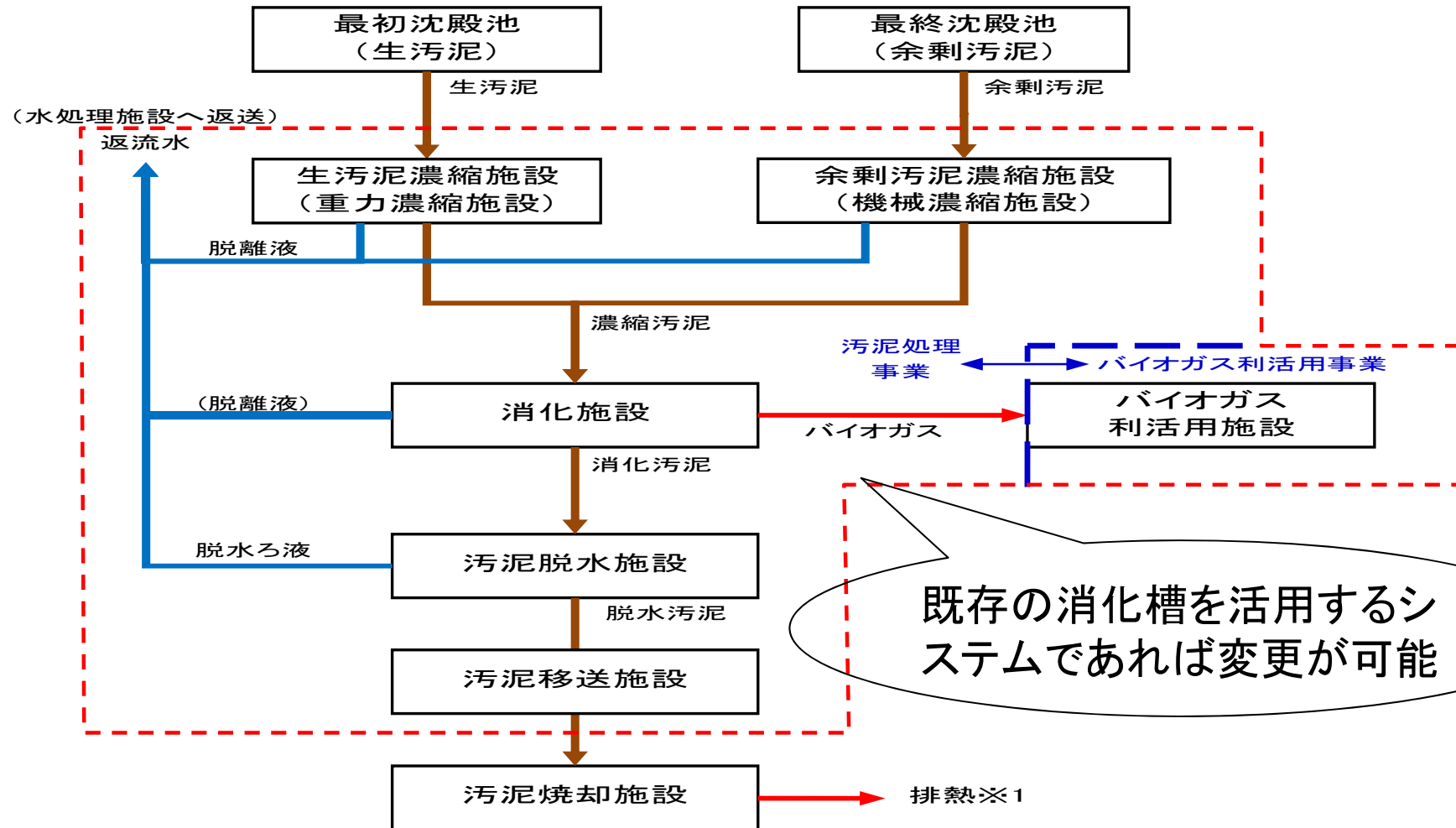
民間のノウハウや創意工夫の活用を目的としてPFI手法を選択

パートナーシップの構築=Win-Winの関係

※目的の実現のためには

- ・全体最適に向けた水処理との連携(不断の努力の継続)
- ・公共性に対する責任と自覚

## ■ システムの基本フロー



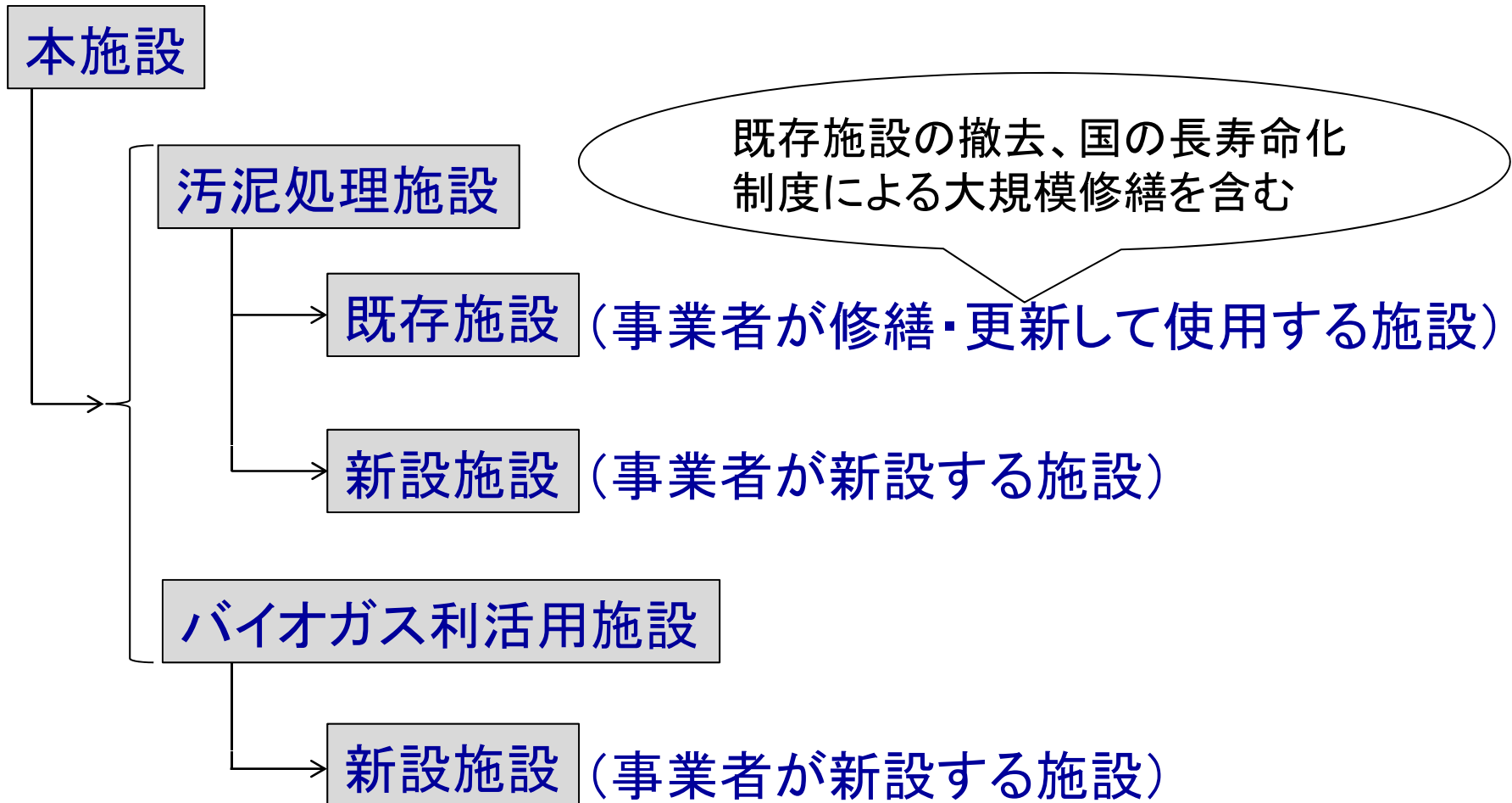
事業範囲、及び新規受電範囲

※1: 汚泥焼却施設の改造及び排熱利用については応募者の提案により可能とする。

※2: 返流水や汚泥について、エネルギー回収以外の有効活用の提案も可能とする。

## ■ 特定事業の選定に関する事項

### ■ 用語の定義



## ■ 特定事業の選定に関する事項

### ■ 事業方式

#### ○ 汚泥処理事業

汚泥処理施設（濃縮施設、消化施設及び脱水施設等）に対して、更新及び修繕等を実施し、その後、運営・維持管理を行う方式

（Rehabilitate Operate（RO）方式）により実施。

#### ○ バイオガス利活用事業

下水汚泥から生成するバイオガスを利活用するために必要となる施設を整備した後、県に施設の所有権を移転し、その後、運営・維持管理を行う方式

（Build Transfer Operate（BTO）方式）により実施。

バイオガスを活用して  
収益を得ることを含む

## ■ 特定事業の選定に関する事項

### ■ 事業者が行う主な業務(汚泥処理事業)

#### (ア) 設計・建設業務

a 設計業務 b 建設業務 c 試運転業務 d その他の業務

#### (イ) 運営・維持管理業務

a 運営業務 b 維持管理業務

※更新計画は事業者の提案

※国の交付金の活用を想定

※システムの基本フローは、応募者提案により変更可能

既存の消化槽の活用は必須

## ■ 特定事業の選定に関する事項

---

### ■ 事業者が行う主な業務(バイオガス利活用事業)

#### (ア) 設計・建設業務

a 設計業務 b 建設業務 c 試運転業務 d その他の業務

#### (イ) 運営・維持管理業務

a 運営業務 b 維持管理業務

※生成物(電力、精製ガス等)の利活用先は、運営・維持管理期間を通じて確実なものに限る。



## ■ 特定事業の選定に関する事項

---

### ■ 事業期間

契約締結日～平成48年3月31日

※運営・維持管理の開始日は、平成28年10月1日からとする。

※バイオガス利活用事業は、平成29年3月31日までに開始する。

詳細は、要求水準書(案)を参照。

# 業務の範囲(修繕・更新)

## 維持管理に支障のない範囲で可能

○：本事業実施に必要となる場合実施  
 ×：不可  
 -：想定されない

施設種別	名称	形式	分類	年度	耐用年数	到達年度	平成28年9月30日以前 (汚泥処理事業の運営・維持 管理開始以前)		平成28年10月1日以降 (汚泥処理事業の運営・維持 管理開始以後)		備考
							新	修繕	更新	修繕	
既存施設	重力濃縮槽	RC造 内径24.0m×側深 3.0m	躯体	1980	45	2025	×	×	-	県が実施	
			防食	1980	10	1990	○※1	○※1	○	○	※2
			土木付帯物	1980	10	1990	○※1	○※1	○	○	
				1984	45	2029	×	×	-	県が実施	再利用が必須
	1号消化槽	RC造 内径18.0m×側深9.0m	躯体	1984	10	1994	○※1	○※1	○	○	※
			防食	1984	10	1994	○※1	○※1	○	○	
			土木付帯物	1984	10	1994	○※1	○※1	○	○	
	2号消化槽	RC造 内径18.0m×側深9.0m	躯体	1983	45	2028	×	×	-	県が実施	再利用が必須
			防食	1983	10	1993	○※1	○※1	○	○	※3
			土木付帯物	1983	10	1993	○※1	○※1	○	○	
	第1次洗浄槽	RC造 内径10.0m×側深3.0m	躯体	1986	45	2031	×	×	-	県が実施	
			防食	1986	10	1996	○※1	○※1	○	○	※3
			土木付帯物	1986	10	1996	○※1	○※1	○	○	
	第2次洗浄槽	RC造 内径10.0m×側深3.0m	躯体	1986	45	2031	×	×	-	県が実施	
			防食	1986	10	1996	○※1	○※1	○	○	※3
			土木付帯物	1986	10	1996	○※1	○※1	○	○	
	制御棟	RC造 地上1階 190.52m <sup>2</sup>	躯体	1984	45	2029	×	×	-	県が実施	
			建築付帯設備	1984	10	1994	○※1	○※1	○	○	※4
	機械濃縮棟	RC造 地上3階 642m <sup>2</sup>	躯体	1990	45	2035	×	×	-	県が実施	
			建築付帯設備	1990	10	2000	○※1	○※1	○	○	※4
			土木付帯物	1990	10	2000	○※1	○※1	○	○	
	汚泥棟	RC造 地上3階 3,199m <sup>2</sup>	躯体	1979	45	2024	×	×	-	県が実施	
			建築付帯設備	1979	10	1989	○※1	○※1	○	○	※4
			土木付帯物	1979	10	1989	○※1	○※1	○	○	
	重力濃縮槽汚泥掻き機	中央駆動懸垂型汚泥掻き機	設備	1980	15	1995	○※1	×	○	○	※5
	1号機械濃縮機	ベルト型ろ過濃縮機	設備	2011	15	2026	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	2号機械濃縮機	横軸遠心濃縮機	設備	1999	15	2014	○※1	○※1	○	○	
	1号脱水機	高効率ベルトプレス脱水機	設備	1993	15	2008	○※1	○※1	○	○	
	2号脱水機	高効率ベルトプレス脱水機	設備	1996	15	2011	○※1	○※1	○	○	
	3号脱水機	高効率ベルトプレス脱水機	設備	1999	15	2014	○※1	○※1	○	○	
	4号脱水機	ロータリープレス脱水機	設備	2006	15	2021	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	汚水返送ポンプ①	水中ポンプ	設備	1998	15	2013	○※1	○※1	○	○	
	汚水返送ポンプ②	水中ポンプ	設備	2003	15	2018	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	乾式脱硫装置	乾式 径2.0m×高5.3m	設備	1985	10	1995	○※1	○※1	○	○	
	ガス貯留タンク	乾式 径15.5m×高17.8m	設備	1985	15	2000	○※1	○※1	○	○	
	余剰ガス燃焼装置	炉用燃焼型	設備	1985	10	1995	○※1	○※1	○	○	既設については補修部品供給無し
	1号ケーキ移送コンベア	ベルトコンベア	設備	1992	15	2007	○※1	○※1	○	○	
	ケーキ貯留フィーダ	角槽下部吐出型	設備	1992	10	2002	○※1	○※1	○	○	
	2号ケーキ移送コンベア①	円筒型ベルトコンベア	設備	1993	10	2003	○※1	○※1	○	○	
	2号ケーキ移送コンベア②	円筒型ベルトコンベア	設備	1999	10	2009	○※1	○※1	○	○	
2号ケーキ移送コンベア③	円筒型ベルトコンベア	設備	2010	10	2020	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能	
ケーキ移送ポンプ	ダブルシリンダ型ピストンポンプ	設備	2008	10	2018	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能	
外部ケーキ受入設備	角槽型受入設備	設備	1999	15	2014	○※1	○※1	○	○		
外部ケーキ搬出コンベア	ベルトコンベア	設備	2002	10	2012	○※1	○※1	○	○		
外部ケーキ搬出装置	角槽下部吐出型	設備	2002	10	2012	○※1	○※1	○	○		
生物脱臭塔	立形カートリッジ2塔式	設備	1996	10	2006	○※1	○※1	○	○		
1号活性炭吸着塔	立形カートリッジ式	設備	1992	10	2002	○※1	○※1	○	○		
2号活性炭吸着塔	立形カートリッジ式	設備	1996	10	2006	○※1	○※1	○	○		
No.3生物脱臭装置	立形カートリッジ式	設備	2004	10	2014	○※1	○※1	○	○		
増圧ファン	片吸込ターボファン	設備	1996	10	2006	○※1	○※1	○	○		
1号脱臭ファン	片吸込ターボファン	設備	1992	10	2002	○※1	○※1	○	○		
2号脱臭ファン	片吸込ターボファン	設備	1996	10	2006	○※1	○※1	○	○		
No.3脱臭ファン	片吸込ターボファン	設備	2004	10	2014	○※1	○※1	○	○		

- ※1 県の維持管理の支障とならない範囲で平成28年9月30日以前に実施可とする。
- ※2 既存汚泥濃縮槽の防食部分の修繕・更新をPFI事業者の事業範囲とする。(公募段階で設計内容、工事仕様等を提示する)
- ※3 PFI事業者が実施した防食工事に係る部分の修繕・更新は、PFI事業者の事業範囲とする。
- ※4 建築付帯設備の管理状況に係る県からPFI事業者への情報の提示を行う。
- ※5 既存汚泥掻き寄せ機の修繕・更新をPFI事業者の事業範囲とする。(公募段階で設計内容、工事仕様等を提示する)
- ※6 PFI事業者が継続使用可能と判断する電気設備については、受電切替後に修繕・更新を実施可能とする。

躯体(土木・建築)は県

# 業務の範囲(運営・維持管理)

○：本事業実施に必要となる場合実施  
 ×：不可  
 -：想定されない

施設種別	名称	形式	分類	年度	耐用年数	到達年度	平成28年9月30日以前 (汚泥処理事業の運営・維持 管理開始以前)		平成28年10月1日以降 (汚泥処理事業の運営・維持 管理開始以後)		備考
							更新	修繕	更新	修繕	
既存施設	汚泥棟監視制御設備	屋内型デスク監視盤 等	設備	1992, 2009	15	2007, 2024	×	×	○ ※6	○ ※6	本事業開始後の運用方法は要求水準書本文の通りとする。
	汚泥棟自家発電設備	屋内キュービクル形空冷式	設備	1980	15	1995	×	×	○ ※6	○ ※6	
	汚泥棟無停電電源設備	屋内自立盤	設備	2009	15	2024	×	×	○ ※6	○ ※6	
	汚泥棟受変電設備	屋内自立盤	設備	2009	20	2029	×	×	○ ※6	○ ※6	商用電力受変電設備。事業開始前までに、再利用水施設動力盤の電源を切り離す。電気的な区分けに伴う配線撤去工事は県所掌とする。
	汚泥棟電気設備 (建築設備等)	屋内自立盤 等	設備	2009	15	2024	×	×	○ ※6	○ ※6	
	電気設備 (重力濃縮)	屋内自立盤 屋外型スタンド盤 等	設備	1980～2005	15	1995～2020	×	×	○ ※6	○ ※6	
	電気設備 (機械濃縮)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1980, 2005	15	1995, 2020	×	×	○ ※6	○ ※6	
	電気設備 (汚泥消化)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1985	15	2000	○ ※1	○ ※1	○ ※6	○ ※6	
	電気設備 (汚泥脱水)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1980～2010	15	1995～2025	×	×	○ ※6	○ ※6	
	電気設備 (汚泥脱臭)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1980～2005	15	1995～2020	×	×	○ ※6	○ ※6	
電気設備 (汚泥移送・外部受入・外部搬出・汚水返送)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1980～2005	15	1995～2020	×	×	○ ※6	○ ※6		
新規施設			構造物・設備	-	-	-	-	○	○	平成28年9月30日までに設置	

- ※1 県の維持管理の支障とならない範囲で平成28年9月30日以前に実施可とする。
- ※2 既存汚泥濃縮槽の防食部分の修繕・更新をPFI事業者の事業範囲とする。(公募段階で設計内容、工事仕様等を提示する)
- ※3 PFI事業者が実施した防食工事に係る部分の修繕・更新は、PFI事業者の事業範囲とする。
- ※4 建築付帯設備の管理状況に係る県からPFI事業者への情報の提示を行う。
- ※5 既存汚泥掻き寄せ機の修繕・更新をPFI事業者の事業範囲とする。(公募段階で設計内容、工事仕様等を提示する)
- ※6 PFI事業者が継続使用可能と判断する電気設備については、受電切替後に修繕・更新を実施可能とする。

## ■業務の範囲(維持管理)

分類	項目	分担		備考	
		県	PFI事業者		
バイオガス利活用施設	躯体		○		
	建築付帯物（扉・窓等）		○	・建築物を建設する場合	
	建築機械設備（空調等）		○		
	建築電気設備（照明・分電盤等）		○		
	土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○		
プラント機械設備		○			
汚泥処理施設	躯体	○			
	土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○		
	プラント機械設備		○		
	プラント電気設備		○		
	重力濃縮施設	躯体	○		
		土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○	
		プラント機械設備		○	
	消化施設	躯体	○		
		土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○	
		プラント機械設備		○	
	洗浄槽	躯体	○		
		土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○	
プラント電気設備			○		
制御棟	躯体	○		・事業期間中の更新は想定しない	
	建築付帯物（扉・窓等）		○		
	建築機械設備（空調等）		○		
	建築電気設備（照明・分電盤等）		○		
	プラント機械設備		○		
機械濃縮棟	プラント電気設備		○		
	棟内警備		○		
	棟内清掃		○		
	躯体	○		・事業期間中の更新は想定しない	
	建築付帯物（扉・窓等）		○		
	建築機械設備（空調等）		○		
	建築電気設備（照明・分電盤等）		○		
	土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○		
	プラント機械設備（機械濃縮設備）		○		
	プラント電気設備（機械濃縮設備）		○		・既設配電設備は汚泥棟から受電 ・既設運転状況は汚泥棟で監視 ・新規受電を前提。既設電気設備の撤去は県所掌
棟内警備		○			
棟内清掃		○			
汚泥棟	躯体	○			・事業期間中の更新は想定しない
	建築付帯物（扉・窓等）		○		
	建築機械設備（空調等）		○		
	建築電気設備（照明・分電盤等）		○		
	土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○		
	プラント機械設備（汚泥処理設備）		○		
	プラント電気設備（汚泥処理設備）		○	・新規受電を前提とする	
	消防設備、及び、消防設備稼働用の非常用発電設備		○	・建築機械・電気設備が民所掌になることに伴う ・プラント機械設備用の非常用発電設備は無い	
	汚泥棟2階電気室・操作室の管理		○		
	汚泥棟の商用電源の管理		○	・今回事業用に新規受電 ・商用電源の停電リスクも事業者分担	
	棟内警備		○		
	棟内清掃		○		
汚泥移送施設	プラント機械設備		○		
	プラント電気設備		○		
管廊	管廊内配管設備		○	・再生水配管・マイスト水配管・汚水返送管はPFI事業者所掌	
	維持管理（草刈、清掃等）		○		
外構	場内警備		○	・新規受電範囲においてフェンス等で囲われた敷地内の外構を想定	

## ■ 特定事業の選定に関する事項

原則、  
国の交付金対象は出来高払い  
交付金対象外は割賦払い

## ■ 事業者の収入に関する事項1

### ・汚泥処理施設に係る設計・建設業務の対価支払い方法

分類	各対価の内容
サービス購入料 A-1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度末までに実施する汚泥処理施設に関する新設・更新業務の対価のうち交付金対象分。</li> <li>・当該年度に設計・建設された出来高に応じた額を支払う。</li> </ul>
サービス購入料 A-1-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度末までに実施する汚泥処理施設に関する新設・更新業務の対価のうち交付金対象分以外。</li> <li>・当該年度に設計・建設された出来高に応じた額を支払う。</li> </ul>
サービス購入料 A-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成32年度以降に実施する汚泥処理施設に関する新設・更新業務の対価。</li> <li>・業務実施年度の翌年度から事業終了年度(平成47年度)までの間、年度毎に1回、元金均等による割賦で支払う。</li> <li>・国の交付金が活用可能な場合は、サービス購入料A-1-1に含め、出来高に応じた額を支払う。</li> </ul>

門、柵、塀など

長寿命化計画期間内(5年)

## ■ 特定事業の選定に関する事項

### ■ 事業者の収入に関する事項2

・バイオガス利活用施設に係る設計・建設業務の費用は、生成物の販売収入により回収。

ただし、国の交付金を活用できる場合は、上記によらず以下のとおりとする。

### ・バイオガス利活用施設に係る設計・建設業務の対価支払い方法

分類	各対価の内容
サービス購入料A-3	・バイオガス利活用施設に関する新設・更新業務の対価のうち <b>交付金対象分</b> 。 ・当該年度に設計・建設された出来高に応じた額を支払う。

場内利用分

## ■ 特定事業の選定に関する事項

### ■ 事業者の収入に関する事項3

#### ・ 汚泥処理事業に係る運営・維持管理業務の対価の支払い

分類	各対価の内容
サービス購入料 B-1 (固定費)	・ 本事業の運営・維持管理業務に要する固定費。 ・ 運営・維持管理期間にわたり、毎月1回、事業契約書に従い、事業者が <b>提示した額</b> を支払う。
サービス購入料 B-2 (変動費)	・ 本事業の運営・維持管理業務に要する変動費。 ・ 運営・維持管理期間にわたり、毎月1回、事業契約書に従い、事業者が提示した <b>単価に、当該月の濃縮汚泥固形物量の実績値を乗じた額</b> を支払う。

・ バイオガス利活用事業に係る運営・維持管理業務に要する費用は、生成物の販売で得られた収入により回収。

・ サービス購入料B-1、B-2を低減するために、生成物の販売で得られた収入を費用に充当することも可能。

## ■ 特定事業の選定に関する事項

### ■ 事業者の収入に関する事項4

・設計・建設業務に係るサービス購入料の払いの際、県は、国の交付金が目的に合った用途であることや、支払い対価の妥当性について確認を行う。

・下水処理等に関する技術革新(事業者自らの創意工夫によると認められない場合)等により、事業者に費用削減が生じた場合、県及び事業者は、サービス購入料の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等について見直しのため協議を行う。

・事業者が生成物の販売で得た収入のうち一定の割合を県への配分額とし、県はサービス購入料Bからこれを差し引いた額を支払い。

プロフィットシェアリング→全体最適への県の努力を促す



---

# 事業者の募集及び選定に関する事項

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■事業者の募集及び選定方法

・競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、**総合評価一般競争入札方式**を採用

なお、本事業は**WTO政府調達協定の対象事業**であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」(平成7年政令372号)が適用

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■選定の手順及びスケジュール

スケジュール(予定)	内容
～平成26年1月17日 平成26年2月下旬 平成26年3月下旬 平成26年4月	質問、意見の受付 実施方針等に関する質問回答の公表 特定事業の選定の公表 入札公告、入札説明書等の公表・交付 入札説明書等に関する説明会 第2回現地見学会
平成26年3月下旬～4月中旬 平成26年4月下旬 平成26年5月中旬	入札説明書等に関する第1回質問受付 入札説明書等に関する第1回質問回答の公表 参加表明書の受付、参加資格の確認 資格審査結果の通知及び公表 入札説明書等に関する第2回質問受付
平成26年6月中旬 平成26年7月中旬 平成26年10月中旬	入札説明書等に関する第2回質問回答の公表 事業提案書の受付 落札者の決定及び公表 基本協定の締結
平成26年12月下旬 平成28年10月1日	事業者との事業契約締結 運営・維持管理開始

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■応募者の資格等

#### ・応募者の構成

「建設に当たる者」及び「運営・維持管理に当たる者」等から構成  
※なお、企業単体で全ての要件を満たす場合も参加資格有り。

#### ・応募要件

1) 構成企業の中から代表企業を定める。

2) **構成企業**（SPCから直接に業務の受託・請負をしかつ**出資する**企業）及び**協力企業**（SPCから直接に業務の受託・請負をするが**出資はしない**企業）の企業名及び携わる業務を明記する。

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

---

### ■応募者の資格等

3)構成、協力企業及び資本面、人事面において関連がある者は、**他の応募グループに参加できない。**

(全てが協力企業である場合を除く。)

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■応募者の資格等

4)構成及び協力企業が満たすべき要件。

- ・愛知県の指名停止を受けていない者。
- ・PFI法第9条に示される欠格事由に該当しない者。
- ・愛知県の暴力団排除措置を受けていない者。
- ・会社更生法による手続開始の申立てがなされていない者。
- ・本事業の**アドバイザー業務に関わっている法人**又はその子会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連しない者。
- ・本事業の**PFI事業者選定委員会の委員が属する企業**、又はその企業と資本面若しくは人事面において関連しない者。

等

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■応募者の資格等

#### 5) 建設、運営・維持管理業務に当たる者の要件

##### ① 建設業務のうち機械器具設置及び電気工事に当たる者

(ア) 特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 機械器具設置工事業及び電気工事業を営んでいること。

(ウ) 愛知県建設部入札参加資格者名簿のうち、機械器具設置工事業及び電気工事業に登録されていること。

(エ) 経営事項評価点数が、機械器具設置工事業については810点以上、電気工事業については890点以上であること。

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■応募者の資格等

#### ①建設業務のうち機械器具設置及び電気工事に当たる者(続き)

(オ)バイオガス利活用施設の設置工事を元請けとして、過去15年間に完了した実績を有すること。

ただし、提案する利用用途と同種の施設に限る。なお、実証プラントの実績も含む。

(カ)汚泥処理機械器具設置工事を実施するものは、元請けとして、過去15年間に次に掲げるすべての工事を完了した実績を有すること。

- a) 下水汚泥濃縮機の設置工事。
- b) 下水汚泥消化設備の設置工事。
- c) 下水汚泥脱水機の設置工事。



## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■応募者の資格等

#### ①建設業務のうち機械器具設置及び電気工事に当たる者(続き)

(キ)汚泥処理電気工事を実施するものは、元請けとして、過去15年間に次に掲げるすべての工事を完了した実績を有すること。

a) 終末処理場に係る高圧受変電設備設置工事。

ただし、遮断器盤又は変圧器盤のいずれかを含む設備。

b) 終末処理場に係る運転操作設備設置工事。

ただし、コントロールセンタ、補助継電器盤及び現場操作盤のすべてを含む設備。

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■応募者の資格等

#### 5)建設、運営・維持管理業務に当たる者の要件

②運営・維持管理に当たる者は次の要件を満たすこと。

(ア)下水道処理施設維持管理業者登録規定に基づく登録簿に登録されている者。

(イ)物件の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿のうち、「02 下水道施設管理(運転・点検・保守)」に登録されている者。

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■応募者の資格等

#### 5) 建設、運営・維持管理業務に当たる者の要件

#### ② 運営・維持管理に当たる者は次の要件を満たすこと。(続き)

(ウ) 元請けとして、過去15年間に次に掲げる全ての業務を受託した実績があること。

a) 水処理施設及び汚泥処理施設(濃縮、消化、脱水全て含む)の運営・維持管理業務。ただし、同一箇所を継続して3年以上、水処理、汚泥処理(濃縮、消化、脱水全て含む)を一括で行った実績。

b) バイオガス利活用施設の運営・維持管理業務。ただし、同一箇所を継続して1年以上、提案する利用用途と同種の施設で行った実績。なお、実証プラントの実績も含む。

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■応募者の資格等

#### 5) 建設、運営・維持管理業務に当たる者の要件

③上記①及び②に示す実績に係る要件については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が20%以上のものに限る。

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■応募者の構成企業等の変更

・提出期限日からSPCとの契約締結までの間は、応募グループの構成企業及び協力企業の変更は認められない。

ただし、県がやむをえないと判断した場合は、応募グループの代表企業を除く構成企業及び協力企業の変更又は追加について認めることがある。

### ■再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)の設備認定取得時期に関する制限

・**落札者の決定前に**本事業における再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)における**経済産業省による設備認定を取得した応募グループは失格とする。**

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■審査に関する基本的な考え方

- ・公平性・透明性確保を目的として、外部委員を含む「豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業PFI事業者選定委員会」を設置。
- ・委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行う。
- ・県が定める落札者決定基準は、入札説明書等において明示。

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

---

### ■ 審査手順

・提案の審査は、資格審査と提案審査の2段階で実施。

#### 1) 資格審査

資格審査書類をもとに、入札説明書等で示した応募者の資格についての確認審査を行う。

なお、提案様式等の詳細については、入札説明書等において示します。

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■ 審査手順

#### 2) 提案審査

##### ① 基礎審査

- ・県及び委員会において、基礎審査事項を充足していることを確認。
- ・県は、入札書記載金額が**予定価格の範囲内にあることを確認**。範囲内の入札参加者のみ、基礎的事項の確認の対象。
- ・県及び委員会は、記載された基本的条件及び要求水準が満足していることの確認。

なお、基礎審査項目の詳細は、入札説明書等において明示。



## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■ 審査手順

#### ②総合評価

・基礎審査を通過した提案内容に対して、委員会は総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定。

なお、審査事項は以下のとおりとし、審査基準等の詳細は、落札者決定基準として入札説明書等にて明示。

- ・事業計画の**実現性・安定性**に関する事項
- ・施設の**信頼性・安定性**に関する事項
- ・施設の**運営・維持管理**業務に関する事項
- ・県の**財政負担額**に関する事項
- ・**環境負荷低減効果**(温室効果ガス削減)に関する事項 等

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■事業者の選定

・県と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行う。

ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

### ■事業者を選定しない場合

・応募者あるいは入札参加者が無い、県の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないとして県が判断した場合には、事業者を選定せず、速やかに公表し、特定事業の選定を取り消す。

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■契約に関する基本的な考え方

#### ア 基本協定の概要

・県と落札者は、事業契約の締結に先立って、基本的義務に関する事項、各構成企業の役割に関する事項及び**特別目的会社の設立**に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

#### イ 特別目的会社の設立等

- ・特別目的会社を事業契約締結前までに愛知県内に設立。
- ・**構成企業の出資比率の合計は100%。**
- ・代表企業の出資比率は出資者の中で最大。
- ・すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有。

### ■事業者の選定

## ■事業者の募集及び選定に関する事項

### ■提出書類の取扱い

#### ア 著作権

- ・県の提示した図書<sup>1</sup>の著作権(二次的著作物の創作権及び二次的著作権の利用権を含む。)は県に帰属。
- ・事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属。
- ・**県は、本事業において県が必要と認める場合には、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できる。**

#### イ 特許権等

- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担。

---

**事業者の責任の明確化等事業の適正  
かつ確実な実施等の確保に関する事項**

## ■事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

### ■リスクの考え方

- ・リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指す。
- ・本施設の設計、建設、運営及び維持管理上の責任は、原則として事業者が負う。
- ・予想される主たるリスク及び県と事業者の責任分担は、原則として「別紙4 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、事業契約書に提示。

## ■事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

### ■事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

#### ア モニタリングの目的

- ・県は、事業者が業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているか確認するために、工事監理などの設計・建設業務の監視・確認を行う。
- ・県は、事業者の財務状況を把握し本事業の継続性・安定性を確認するために、財務諸表の確認などのモニタリングを行う。
- ・事業者は、県のモニタリングに協力することとする。

#### イ モニタリングの方法

- ・モニタリングの具体的な方法は事業契約書において定める。

## ■事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

### ■事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

#### ウ モニタリングの実施時期及び概要

##### 1) 設計モニタリング(基本設計・実施設計時)

- ・県は設計が要求水準に適合するものであるか確認する。
- ・県は改善指示を行うことができ、事業者は必要な改善措置を行う。

##### 2) 建設モニタリング(工事施工時)

- ・県の要請により、事前説明、事後報告、施工状況の確認を受ける。
- ・県は改善指示を行うことができ、事業者は必要な改善措置を行う。

##### 3) 建設モニタリング(工事完成時)

- ・事業者は、施工記録を用意し、現場で県の確認を受ける。
- ・県は補修改造を求めることができ、事業者は必要な改善措置を行う。



## ■事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

### ■事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

#### 4) 運営・維持管理モニタリング(実施状況)

- ・県は、必要に応じて実施状況を確認。
- ・県は改善指示を行うことができ、事業者は必要な改善措置を行う。
- ・県は、事業契約書に基づき、サービス対価の減額、運営・維持管理業務に当たる者の変更及び事業契約の解除等の措置を講じる。

## ■事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

### ■事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

#### 5) 運営・維持管理モニタリング(財務状況)

- ・当該財務状況の報告及び県が必要に応じて実施する。
- ・継続性・安定性の確保のために必要と認める場合には、県は財務状況についての改善指示を行うことができ、事業者は必要な改善措置を行う。
- ・県は、事業契約書に基づき、運営・維持管理業務に当たる者の変更及び事業契約の解除等の措置を講じる。

---

# 公共施設の立地並びに規模及び 配置に関する事項

## ■ 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

### ■ 立地条件に関する事項

- ・事業計画地 : 愛知県豊橋市新西浜町地内(県有地)  
「別紙5 建設予定平面図」参照
- ・敷地面積 : 36.28ha
- ・都市計画用途区分: **工業専用地域**
- ・形態規制 : 建ぺい率60%、容積率200%

## ■ 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

### ■ 施設構成等の概要

- ・ 下水汚泥を処理する施設（焼却を除く）
- ・ バイオガスを活用する施設
- ・ 「システムの基本フロー」は、既存の消化施設を活用するシステムであれば、応募者の提案により変更可能とする。
- ・ 発電施設、排熱供給施設、汚泥処理施設、脱臭施設等の新設についても応募者の提案により可能とする。

---

# 事業の継続が困難となった場合における 措置に関する事項

## ■ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### ■ 基本的な考え方

・事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

### ■ 融資機関と県との協議

・事業の継続性を確保する目的で、県は、事業者に対し資金を貸し出す融資機関と協議を行い、直接協定(ダイレクトアグリーメント)を結ぶことがある。

---

# 法制上及び税制上の措置並びに財政上 及び金融上の協力に関する事項



## ■ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の協力に関する事項

### ■ 法制上及び税制上の措置に関する事項

・現時点では法制上及び税制上の優遇措置はないが、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、県と事業者で協議を行う。

### ■ 財政上及び金融上の協力に関する事項

・本事業は下水道事業に係る国の交付金対象施設であるため、設計建設業務の対価の項目に示すサービス購入料の一部に、交付金を充てることを想定している。事業者は県が行う**交付金申請業務**や**会計検査への対応**に協力する。

---

## その他特定事業の実施に関し必要な事項

## ■ その他特定事業の実施に関し必要な事項

### ■ 県議会の議決

- ・県は、債務負担行為の設定に関する議案を平成26年2月定例県議会に提出する予定。

### ■ 予定価格

- ・平成26年3月予定の入札公告時に提示する。なお、予定価格には、バイオガス利活用事業により得られる事業者の収益を加味した金額を提示する。

### ■ 応募に当たっての費用の負担

- ・本事業の応募に当たっての費用は、すべて応募者の負担とする。

## ■ その他特定事業の実施に関し必要な事項

### ■ 災害時の協力

・事業者は、災害の発生により、県内の市町村等の各污水处理施設管理者が独自で処理できない場合で、県が豊川浄化センターで応援可能な時には、本施設に汚泥を受け入れる等、県の指示に従い協力することが求められる。

### ■ 関連事業

#### ア 水処理、汚泥の焼却処理

・本事業には、水処理及び汚泥焼却処理とこれを行う運転管理者等と相互に連携を図ることが求められる。

#### イ 大学等が行うバイオマス利活用の実証実験への協力

・大学等が実施するバイオマス利活用の実証実験などに対し、事業者は、実験用の汚泥を供給することが必要になる。

## ■ その他

### ■ 質問・回答について

- ・実施方針、要求水準に対しての質問は、本日は受け付けません。  
1月17日までに書面にてご質問ください。  
回答は、2月下旬に公表します。

### ■ 現地見学会

- ・本日13:30から開催します。参加される方は、時間までに汚泥棟前に集合してください。  
なお、お車の方は管理本館前の駐車場をご利用いただき、徒歩で集合場所までご移動ください。